

「接続政策委員会(第76回)」 ヒアリング資料

2025年12月24日
株式会社NTTドコモ

つながろう。驚きを。幸せを。



1

IP網への移行完了やメタル回線設備縮退等のネットワーク環境の変化を踏まえたメタルIP電話に係る接続ルールの在り方

- 接続料算定における長期増分費用(LRIC)方式の適用見直し -

2

IP網への移行完了やそれに伴う事業者間の接続形態の変容、音声トラヒックの減少傾向等を踏まえた音声接続料の在り方

- 音声接続料に係るビル&キープ方式の原則化の検討 -

1

IP網への移行完了やメタル回線設備縮退等のネットワーク環境の変化を踏まえたメタルIP電話に係る接続ルールの在り方

- 接続料算定における長期増分費用(LRIC)方式の適用見直し -

2

IP網への移行完了やそれに伴う事業者間の接続形態の変容、音声トラヒックの減少傾向等を踏まえた音声接続料の在り方

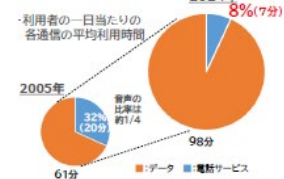
- 音声接続料に係るビル&キープ方式の原則化の検討 -

- アプリ等による音声代替サービスや、SNSによる新たなコミュニケーションの進展により、音声サービス市場の縮小傾向が継続しているとの指摘について、当社も同様の認識

<本委員会第75回におけるNTT東日本・NTT西日本説明資料>

音声サービスを取りまく市場環境の変化

- スマートフォンの普及に伴い、無料通信アプリやSNS等を用いた新たなコミュニケーション形態が主流となった現在、**音声サービスは多様なコミュニケーション手段の一つに過ぎなくなり、通信手段としての効用は相対的に低下**しています。
- 音声通話は、固定電話からモバイル、さらにはLINE、Teamsといった通信アプリ等、**新たなコミュニケーションツールにシフト**しており、コロナ禍を契機としてリモートワークの拡大によりこうした動きはさらに加速しています。
- **利用者はこうした多様なサービス・ツールから通信手段を選択**しており、当社の固定電話や光IP電話もその中の選択肢の一つに過ぎなくなっています。

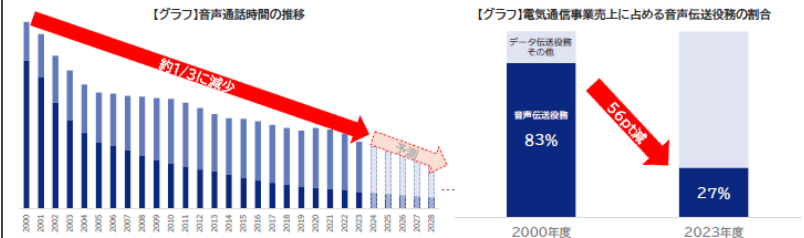


*経済省「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データ(2025年度第1四半期)」より引用

＜本委員会第75回におけるKDDI説明資料＞

1.市場環境①：音声市場の推移

- ・ 音声通話の総通信時間は2000年度をピークに減少し続け、**2023年度にはピーク時の約1/3まで減少(▲65%)**。
今後さらなる減少が見込まれる
- ・ 電気通信事業売上上に占める音声伝送役務の割合も大幅に減少。音声市場縮小とともに、電気通信事業者の事業構造や競争環境も**音声伝送役務以外に大きくシフト**

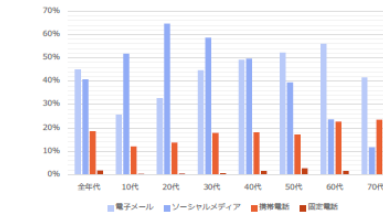
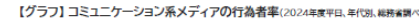


※総務省「通信量からみた我が国の音声通信利用状況」を基に当社作成
https://www.soumu.go.jp/lb/cho/tausin/soldsystem/market01_05_01.htm

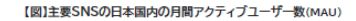
※2000年度については、改正前の電気通信事業法に基づく第一種事業における売上高から作成
<http://www.soumu.go.jp/ichibu/saijinkoku/whitewater/h15.html>

1.市場環境②：コミュニケーション手段の多様化

- ・現代のコミュニケーション手段は、通話以外にも電子メール、ソーシャルメディア(SNS、チャット)等複数の手段が存在。世代や相手の属性に応じて使い分けがなされ、音声通話の利用は全ての年代で相対的に低い
- ・技術進歩や通信高度化に伴い、今後も新しいコミュニケーション手段が社会に広く浸透していくと考えられる



※総務省「情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査(令和7年)」を基に当社作成
https://www.soumu.go.jp/main_content/001017240.pdf



※株式会社Galax「主要SNSの日本国内の月間アクティブユーザー数(MAU)」を基に当社作成
<https://galax-social-media.jp/social-media/435>

長期増分費用(LRIC)方式の廃止について

- 音声サービス市場の縮小傾向は今後も継続すると考えられることから、本委員会第74回における総務省資料のとおり、行政・事業者双方の規制対応コストの最小化を図ることが望ましいと考える
- そのため、規律整備時に整理された役目・役割を果たしたと考えられる規律については随時廃止すべきである
- この点、長期増分費用(LRIC)方式は、導入当初に整理された「接続料引下げを促進して、競争を通じた利用者の利便向上を実現する」という役目・役割を果たしたと考えられるので、電気通信事業法の関連する規定を改正し、廃止すべきである
- なお、廃止後の接続料算定方式は、料金の妥当性・負担の公平性の観点から実際に発生した費用と通信量に基づき接続料を決定する実際費用方式を採用し、特定の事業者が未回収額を負担することがないようにすることが適当であるとする

事業法を改正しLRIC方式を廃止した後の裁定方針※1における課題について

- 接続料は、適正原価・適正利潤の考えに基づき算定するのが基本、まずは関係当事者に必要なデータの提出を促し、原価等の算定を可能とするための環境を整備すべきではないか
- その上で、第3項については、接続料を高止まりさせるため、データの提出等を意図的に回避する可能性があること念頭に、より低廉な費用等を用いるべきではないか

※1 接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針(2018年1月16日策定)

裁 定 方 針

1. 能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを基本とする

2. 1. の原価等の算定のため、接続に関して生じる費用等、算定根拠となるようなデータの提供を関係当事者に対して求めることとする

3. 1. の原価等の算定のために有効と認められるデータ提供が行われない場合は、近似的に、例えば長期増分費用モデル等により、他の費用等を用いる

当 社 意 見

- ✓ 以下の法令上作成が必要な書類を踏まえ、算定に必要なデータの要件※2やネットワーク図等を予め総務省が例示する等して、たとえ簡便な方法であっても非指定事業者の原価等の算定を可能とする環境を整備すべきではないか

株式会社が法令上作成が必要な書類	
会社法 (第435条第2項)	貸借対照表/損益計算書/株主資本等変動計算書/個別注記表
法人税法 (第5条、第74条)	・法人税申告書(別表1～19) 以下は提出にあたって必要な添付書類 ・貸借対象表/損益計算書/株主資本等変動計算書/勘定科目内訳書/法人事業概況説明書

※2 費用は電気通信業務に係るものに限定する、原価に営業費は含めない、音声・データ等で共通的に発生する費用はトラヒックにて配賦 等

- ✓ ベンチマーク>実績接続料となると、算定に必要なデータを提出しない可能性が生じる
- ✓ 意図的にデータの提出を回避することを抑止するため、低廉な接続料等(業界最低水準等)を用いるべき

1

IP網への移行完了やメタル回線設備縮退等のネットワーク環境の変化を踏まえたメタルIP電話に係る接続ルールの在り方

- 接続料算定における長期増分費用(LRIC)方式の適用見直し -

2

IP網への移行完了やそれに伴う事業者間の接続形態の変容、音声トラヒックの減少傾向等を踏まえた音声接続料の在り方

- 音声接続料に係るビル&キープ方式の原則化の検討 -

ビル&キープ方式について

- 規制対応コストの最小化や以下の事情を踏まえれば、全事業者一律(同時期)・公平(事業者ごとに採用/不採用の差異なし)に取扱うことを前提に、ビル&キープ方式を導入することが適当である
 - ✓ 音声接続料が高止まりしていると考え一部の非指定事業者について、協議により算定の妥当性を確認することは算定根拠もなく困難であったため、やむを得ず裁定を実施した事業者も存在していること
 - ✓ 現在、音声接続に係る規律を維持するため、行政における検証、事業者における算定、事業者間協議、月々の事業者間精算等に多大なコストが発生していること
 - ✓ 相互に音声接続料の支払いがなくなることで、定額制料金等の柔軟なユーザ料金設定が可能になること
- ただし、着信課金・国際通話やMVNO向けのプレフィックス自動付与機能等の片務的な呼種もビル&キープ方式の対象とした場合、サービス提供事業者等はユーザ料金収入を得る一方、それ以外の事業者は自網コストを回収することができず、ネットワーク利用とコスト負担の公平性が担保できないため、ビル&キープ方式の対象に含めるのは適当ではない
- なお、段階的にビル&キープ方式を導入する場合は、事業者ごとの採用有無等により公平性が担保できなくなることに加え、運用コスト(経過措置の内容によっては、精算コストや、各社との条件の折衝等に係るコスト等)を現状より増大させるなどのデメリットが生じるため、全事業者一律・公平にビル&キープ方式を導入するのが適当である
- また、ビル&キープ方式の導入にあたっては、電気通信事業法の改正も必要であるとする

- 当社は、着信インセGL※の策定も見据えて、疑いのある事業者との間で協議を重ねた結果、GL策定後に着信インセ契約の存在を認めた事業者のトラヒックが大幅に急落

※ トラヒック・ポンピングの発生に係る着信インセンティブ契約に関する業務改善命令の適用に関するガイドライン(2024年9月12日策定)

トラヒック・ポンピングを解決するビル&キープ方式について

- 着信インセGL策定後も他の事業者平均と比較して発着信通話時間比率が高い水準にあり、意図的にトラヒックを増幅している疑いのある事業者が存在
- ビル&キープ方式により相互に音声接続料の支払がなくなること、トラヒック・ポンピングを含むこうした課題の根本的解決になる可能性がある

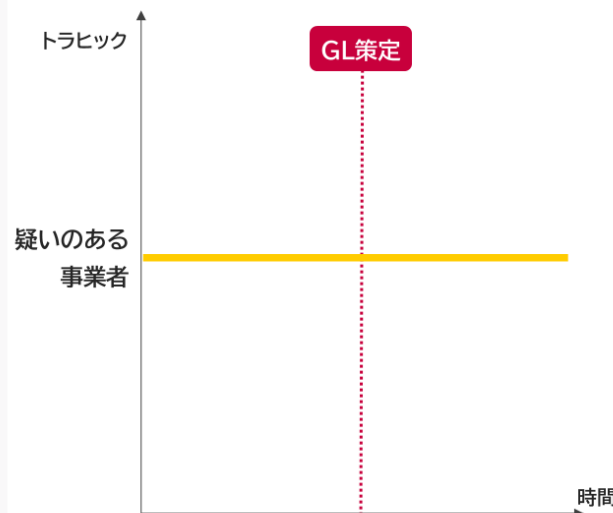
<「接続料の算定等に関する研究会」第92回における当社説明資料>

疑わしい事例について

SLIDE No.
4

- 当社は、着信インセ契約の有無に囚われず、発着信通話時間比率等を参考に意図的にトラヒックの増幅が行われていないか等について、事業者協議を実施
- 具体的には、当社平均と比較して一定程度発着信通話時間比率が高い事業者等が該当
- 当該事業者には、着信インセ契約が存在しない場合、協議による解決に時間がかかると想定

トラヒック推移(イメージ)



発着信通話時間比率(当社発/当社着)推移

	GL策定前	GL策定後
疑いのある事業者	十数倍	
当社平均※	約2倍	

※着信インセ契約が存在しない事業者平均

Appendix

接続料算定における長期増分費用(LRIC)方式の適用見直し

■論点1 加入電話の加入者が一定程度残る2035年頃までの間の接続料の算定方式

論点	当社意見
□ 直ちに廃止すべきか又はまずはLRICモデルの運用プロセスの簡素化を図るべきか。	- 音声サービス市場の縮小傾向は今後も継続すると考えられることから、本委員会第74回における総務省資料のとおり、行政・事業者双方の規制対応コストの最小化を図ることが望ましいと考えます。 - そのため、規律整備時に整理された役目・役割を果たしたと考えられる規律については随時廃止すべきであると考えます。 - この点、長期増分費用(LRIC)方式は、導入当初に整理された「接続料引下げを促進して、競争を通じた利用者の利便向上を実現する」という役目・役割を果たしたと考えられるので、電気通信事業法を改正し、廃止すべきだと考えます。
□ 廃止後の接続料の算定方式(実績原価方式、ビル&キープ方式等)はどうあるべきか。	- ビル&キープ方式は指定・非指定事業者に関わらず、全事業者一律・公平での導入が前提だと考えます。 - なお、廃止後の接続料算定方式は、料金の妥当性・負担の公平性の観点から実際に発生した費用と通信量に基づき接続料を決定する実際費用方式を採用し、特定の事業者が未回収額を負担することがないようにすることが適当であると考えます。
□ 廃止により事業運営にどのような影響を及ぼす可能性があるか。	
□ 事業運営への影響を踏まえてどのような措置(激変緩和措置等)が必要と考えるか。	

接続料算定における長期増分費用(LRIC)方式の適用見直し

■論点2「接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針」(平成30年1月16日総務省策定。以下「裁定方針」という。)第3項における、有効と認められるデータ提供が行われない場合のLRIC方式の利用

論点	当社意見
□ LRIC方式を廃止した場合、裁定方針第3項において、有効と認められるデータの提供が行われない場合には、例えばLRIC方式を用いることとしている点をどうするか。	- 接続料は実際に構築した設備に対し発生したコストを過不足なく回収することが原理原則であるため、まずは裁定方針第2項に応じた裁定が可能となるように会社法等に基づく計算書類等を基にした算定に必要なデータの要件(費用は電気通信業務に係るものに限定する、原価に営業費は含めない、音声・データ等で共通的に発生する費用はトラヒックにて配賦等)やネットワーク図等を予め総務省が例示する等して、たとえ簡便な方法であっても非指定事業者の原価等の算定を可能する環境を整備すべきだと考えます。 - 事業者より算定に必要なデータの提出がなかった場合、第3項が適用されることとなります。しかし、当該事業者が山間や島しょ部等の高い設備構築コストが発生する地域を避け、都道府県内においても特に需要の見込まれる設備の効率性の高い地域でのみ設備構築を行い、サービス提供する等の場合において、当該事業者の本来の接続料が第3項が適用される場合に比して低廉となる可能性も考えられます。 - そのため、第3項においては、意図的にデータの提出を回避することを抑止するために、低廉な接続料等(業界最低水準等)を用いるべきだと考えます。

音声接続料に係るビル&キープ方式の原則化の検討

■論点1 ビル&キープ方式の選択可能とする制度整備以後の音声サービスの現状

論点	当社意見
□ IP網への移行後の音声サービスに係る契約数及び音声トラフィックの状況。	IP網への移行前後の音声サービスに係る契約数及び音声トラフィックにおいて状況に特段の変化は見られません。
□ 接続料の算定等に関する研究会第七次報告書を踏まえて、ビル&キープ方式の選択可能とする制度整備が実施されたが、その後のビル&キープ方式に関する検討状況。ビル&キープ方式を適用していない場合、その理由。	- 当社が接続している大宗の事業者に対しビル&キープ方式の採用に向け、ヒアリングを実施しましたが、大宗の事業者が音声接続料収支の悪化やIP網への移行後のトラフィック傾向を見極めたい等の理由によりビル&キープ方式の採用について、前向きではございませんでした。 - また、一部の事業者とビル&キープ方式の採用を協議しましたが、一部の事業者とのみビル&キープ方式の採用する場合、却って精算が煩雑になる等、ビル&キープ方式のメリットを損なうため、現時点、ビル&キープ方式を採用していない状況です。

音声接続料に係るビル&キープ方式の原則化の検討

■論点2 接続料の算定等に関する研究会第七次報告書において整理された議論を進めていくべき事項についてどう考えるか。

論点	当社意見
□ 音声接続において、事業者間協議では解決し得ない問題(着信網の独占性に起因する着信接続料の高止まり、協議における有効なルールがない等)が存在するとの指摘についてどのように考えるか。	• 音声接続において、以下の課題が存在しております。 ✓ 非指定事業者は、音声接続料に係る規律が存在しないため、音声接続料の高止まりが原因で、協議が整わない状況が継続する事業者も存在 ✓ 一部の非指定事業者において高止まりする音声接続料により、モバイル事業者のかけ放題サービスを悪用したトラヒック・ポンピングが発生 ✓ 一部の非指定事業者の高止まりする音声接続料について、協議により算定の妥当性を確認していくことは困難であることからやむを得ず裁定を実施した事業者も存在 • これらの課題の解決には、非指定事業者含め全事業者に適用される有効なルールを検討することが必要だと考えます。

音声接続料に係るビル&キープ方式の原則化の検討

■論点2 接続料の算定等に関する研究会第七次報告書において整理された議論を進めていくべき事項についてどう考えるか。

- ビル&キープ方式について挙げられたメリット及びデメリットについてどのように考えるか。 -

論点		当社意見
メリット	□ 自網コストの効率化	- 当社は、音声接続料の精算有無に関わらず能率的な経営を行うために、継続的なコストの効率化に努めております。 - なお、ビル&キープ方式の原則化により音声接続料支払いがなくなる場合、精算システム・稼働の削減等に寄与する可能性が考えられます。
	□ 事業者間の公平性	- 現状は指定事業者と非指定業者との間において、音声接続料に係る規律の差が存在します。 - ビル&キープ方式の原則化が一律に適用されるのであれば、事業者間の規律の差がなくなるため、公平性が高まると考えます。
	□ 音声接続のコスト削減	- ビル&キープ方式の原則化により音声接続料に係る協議や精算に発生する事業者コストが削減されると考えられます。 - また、協議により算定の妥当性が確認できず、紛争に至らざるを得ないケースにおいては、行政・事業者双方に多大なる対応コストが発生するため、ビル&キープ方式の原則化は当該コストの削減につながると考えます。
	□ 参入障壁の軽減等	ビル&キープ方式の原則化により、音声接続料に係る精算システムの構築コストや音声接続料の協議といった専門的な業務が削減されれば、新規参入者における参入障壁は軽減されると考えられます。
デメリット		- 原則的ビル&キープ方式を導入することで、小規模事業者の事業継続に悪影響がある(通話料収入に影響を及ぼし、設備維持や事業継続が困難になる等)、実際に発生したコストの回収に影響を及ぼす(他事業者からの着信呼に係る自網コストを別のサービスから回収することとなり、不適切等)といったご意見があることは認識しております。 - この点、過剰なコスト負担を強くないために、例えばIPマイグレに伴い構築した精算システムの更改時期にも配慮する必要があると考えます。 - また、どの事業者も自社サービスの料金で自網コストを補う点では公平な競争環境になると考えますが、それだけでコスト回収ができるのかと言う点も含め十分に議論を深める必要があると考えます。
□ 小規模事業者の事業継続 □ 競争への影響 □ コスト回収への影響 等		

音声接続料に係るビル&キープ方式の原則化の検討

■論点2 接続料の算定等に関する研究会第七次報告書において整理された議論を進めていくべき事項についてどう考えるか。

論点	当社意見
□ 海外におけるビル&キープ方式の導入に関する検討を踏まえてどのように考えるか。	- 海外におけるビル&キープ方式の導入に関する事例については、総務省において丁寧な調査・分析が必要だと考えます。 - アメリカの事例ではトラヒック・ポンピングの発生も要因となり、全事業者一律にビル&キープ方式が導入されたものと認識しております。
□ 対象とするべき呼種・接続形態、特に、着信課金、国際電話等の片務的な呼種についてどのように考えるか。	- 規制対応コスト最小化等の観点を踏まえれば、電気通信事業法を改正し、指定・非指定事業者に関わらず、全事業者一律・公平にビル&キープ方式を導入することが適当だと考えます。 - ただし、着信課金・国際通話やMVNO向けのプレフィックス自動付与機能等の片務的な呼種もビル&キープ方式の対象とした場合、サービス提供事業者等はサービス提供に利用する発信・着信事業者のネットワークコストを負担することなく利用者から収入を得る一方、発信・着信事業者は当該呼に係るネットワークコストを当該呼と関係のない自社サービスで回収することになり、ネットワークの利用とコスト負担の公平性が担保できないという課題が存在するものと考えます。 - したがって、片務的な呼種については、精算方法を簡素化することは考えられるものの、現状のままビル&キープ方式の対象とするのは適当でないと考えます。

音声接続料に係るビル&キープ方式の原則化の検討

■論点2 接続料の算定等に関する研究会第七次報告書において整理された議論を進めていくべき事項についてどう考えるか。

論点	当社意見
□ 利用者料金等に及ぼす効果についてどのように考えるか。	・ 自社サービスの料金の原価範囲が、自網コストのみ(他網コストの負担なし)となるため、モバイルに限らず通話料の定額料金導入等、より柔軟なサービスメニューを検討する余地が広がり、利用者利便性向上にも繋がる可能性のあるものと考えます。
□ 事業者の投資行動にどのような影響があるか。	・ 当社は、音声接続料の精算有無に関わらず能率的な経営を行うために、継続的なコストの効率化に努めております。 ・ なお、ビル&キープ方式の原則化により音声接続料支払いがなくなる場合、精算システム・稼働の削減等に寄与する可能性が考えられます。
□ 仮に原則化を行う場合の我が国の接続制度の中での位置付けについてどのように考えるか。	・ ビル&キープ方式の原則化においては、指定・非指定事業者に関わらない全事業者に共通の接続ルールとして、電気通信事業法等において定めるべきものと考えます。

音声接続料に係るビル&キープ方式の原則化の検討

■論点2 接続料の算定等に関する研究会第七次報告書において整理された議論を進めていくべき事項についてどう考えるか。

論点	当社意見
□ 仮に原則化を行う場合、方式変更に伴う時間的、経済的コスト、影響緩和に関する措置(経過措置等)や、導入時期についてどのように考えるか。	- ビル&キープ方式に全事業者が一律・公平に移行する場合には、移行に必要なコスト(運用変更の調整、既存システムの除却等)は限定的である一方、規制対応コストが最小化されるため、導入のメリットの方が大きいものと考えます。 - 一方で、ビル&キープ方式の段階的な導入は、事業者ごとの採用有無等の差異により事業者間における公平性が担保できなくなることに加え、運用コスト(経過措置の内容によっては、精算コストや、各社との条件の折衝等に係るコスト等)を現状より増大させるなど、ビル&キープ方式のメリットを損なうこととなります。 - したがって、ビル&キープ方式は、段階的な導入ではなく、片務的な呼種の取り扱い等の課題を整理した上で、全事業者で一律・公平に導入すべきものと考えます。 - また、ビル&キープの原則化にあたっては、電気通信事業法の改正も必要であると考えます。

■論点3 その他

論点	当社意見
□ その他検討すべき事項があるか(例:仮に原則化を行う場合、モバイル接続料における音声/データの費用配賦の簡素化が考えられるか)。	- 接続料は実際に構築した設備に対し発生したコストを過不足なく回収することが原則であり、費用配賦については引き続き適正なコスト回収の観点から検討する必要があると考えます。 - そのため、音声接続のビル&キープ方式の原則化を目的として、モバイル接続料における音声/データの費用配賦の考え方を整理するのは適切ではなく、それぞれ別に検討する必要があると考えます。 - なお、音声接続のビル&キープ方式の原則化が、音声サービスの需要に影響を与えることにより、モバイル接続料における音声/データの費用配賦に影響を与えることは考えられます。